三　道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（第一号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県が第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（次項及び第四項において「道府県未納徴収金」という。）がある場合における当該還付金等

四　市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（第二号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村が徴収すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて徴収すべき森林環境税に係る徴収金（第三項及び第五項において「市町村未納徴収金」という。）がある場合における当該還付金等

2　前項第一号に規定する場合には、道府県徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該道府県徴収金関係過誤納金（道府県未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該道府県の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により道府県未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該道府県の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

3　第一項第二号に規定する場合には、市町村徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該市町村徴収金関係過誤納金（市町村未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該市町村の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該市町村の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

4　第一項第三号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該還付金等（道府県未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により道府県未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

5　第一項第四号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該還付金等（市町村未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

6　第二項から前項までの規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付又は委託納入に相当する額の還付及び納付又は納入があつたものとみなす。

7　第二項から第五項までの規定が適用される場合には、これらの規定による納付又は納入をした道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

第十七条の三第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

第十七条の四に次の一項を加える。

6　第一項の規定により、個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。）、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る還付加算金の計算をする場合には、個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る過誤納金の合算額により行うものとする。

第二十条の四の二第八項中「、個人の市町村民税と」を「、個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定により」に、「又は固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第七百二条の八第一項の規定により」に、「とこれと併せて徴収する個人の道府県民税については、第六項」を「、個人の道府県民税及び森林環境税に対する第六項の規定の適用については、同項」に改める。

第二十四条の二の見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条第一項中「、第四十八条、第五十条」を削り、「までにおいて同じ。）」の下に「及び第五章第二節（第七百三十九条の五及び第七百三十九条の六を除く。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「関する規定」の下に「及び第五章第二節の規定」を加え、同条第五項中「及び前項」を「又は前項」に改め、同条第六項中「この節」の下に「及び第五章第二節」を加える。

第二十四条の三第一項中「この節」の下に「及び第五章第二節」を加える。

第二十七条第二項中「同じ。）を含む。」を「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、」に改め、「第五十条第五項、」を削り、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの」を「その他の社団等の」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第四十一条第一項中「本款」を「この款及び第五章第二節」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の場合において、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る第三百二十一条第二項の規定による納期前の納付に対する報奨金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額により同項の規定を適用するものとする。

3　第一項の場合において、個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び分離課税に係る所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。）及び個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。）に係る第十七条の四の規定による還付加算金、第三百二十一条の二、第三百二十六条、第三百二十八条の十若しくは第三百二十八条の十三の規定による延滞金、第三百二十八条の十一の規定による過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百二十八条の十二の規定による重加算金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

第四十二条第一項中「その道府県民税」を「その個人の道府県民税」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「においては」を「には」に、「を道府県民税」を「を個人の道府県民税」に、「あん分した」を「按分した」に、「道府県民税又は」を「個人の道府県民税又は」に改め、同条第三項を削る。

第四十三条中「規定によつて」を「規定により」に、「道府県民税」を「個人の道府県民税」に、「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第四十七条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第四十八条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条から第五十条まで　削除

第二百九十九条第二項中「同じ。」を含む。」を「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、」に、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの」を「その他の社団等の」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。